

一、塩釜参口

多氣志 壹口

長前 壹口

深浦 壹口

志賀浦

田

在家

塩釜

右依宣旨立券言上如件。

貞應三年十月一日

庄 官

公文代 (実書吉忠) 藤井 在判

地頭内舍人 (実書頼親) 藤原 在判

國 使 (実書兼経) 藤原朝臣 在判

散位 藤原朝臣 在判

官 使 (実書國宗) 右史生 中 原 在判

嘉祿二年 丙戌

紀元一八八六

二月十八日。長野景高、嫡孫盛景に能美郡長野保及び能美莊重友村相傳の證文を讓渡す。

【菊大路文書】 山城

七四

讓渡 長野保等重友相傳證文等事

藤原盛景所

右京都騒動之刻、景高太男長野三郎家景、爲林二郎家綱被誅其身畢、者、家景太男長野二郎盛景處、數證文等所讓也。仍至于子々孫々、無相違守景高之知行之跡、可沙汰之狀如件。

嘉祿二年二月十八日

藤原景高 在判

(本文に長野保等重友村とあるものは誤記なるべし。

長野氏の地頭職は長野及び重友二所なること、弘安

二年九月廿四日の文書に見えたり。)

安貞二年 戊子

紀元一八八八

二月十九日。地頭長谷部某、鳳至郡西光寺に南

志見村院内の田地を寄進す。

【西光寺文書】 鳳至郡

七五

西光寺

奉寄進南志見村院内新田事

一段熊野

一段白山

合伍段内

二段大盤若經田

一段燈油田

右件田、爲金輪聖王天長地久御願圓滿、奉寄進所也。佛爲院法學房、有限御祈禱無懈怠可令勤仕。仍庄官百姓等、宜承知者也。敢勿違失。故以下。

安貞貳年二月十九日

地頭 長谷部 在判

(地頭長谷部は年代を以て押すに朝連なるもの、如し。今西光寺既に原本を藏せず。)

八月十七日。幕府、江沼景能の長野盛景領能美郡能美莊重友村を違亂するを停め、盛景をして之を安堵せしむ。

【菊大路文書】 山城

七六

加賀國能美庄内重友村事

右江沼次郎景能、去年十月之比稱有讓狀申之間成敗之處、長野次郎盛景相傳知行無相違、而景能掠申之由依令訴申、可參決之旨度々雖觸遺之、于今不參對。仍如元盛景可願掌也。景能有辯訴者、早可參決之狀、下知如件。

安貞二年八月十七日

越後守平 在判

(長野次郎盛景は、嘉祿二年二月十八日の條に長野二郎に作る。)

寛喜四年 壬辰

四月二日

紀元一八九二

貞永元年 改元

四月廿五日。山城北野宮寺政所、僧有禪に羽咋郡菅原莊の本常燈を相傳せしむ。

【北野神社古文書】 山城

七七

北野宮寺政所下

可令早停止昌宗門葉非論、永有禪子孫相傳能登國菅